

平成29年度 第1回

鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成29年7月3日（月）午後1時52分

場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室

出席者 委員：森田会長、前谷委員、小林委員、香川委員、宇田委員
事務局：小坂局長、神庭次長、隠樹次長、板井課長、天野消防局長、藤山次長、後藤補佐、池口補佐、高橋補佐、安野係長、小林係長、古橋係長、本池係長、伏野係長、池田主幹、藤井主任、宮脇主幹

傍聴者 1名

議 題 1 報告事項
(1) 制度改正等について
2 審議事項
(1) 入札及び契約の運用状況（平成28年度予算に係る契約分）について
(2) その他

配付資料 1 入札制度改正の状況について
2 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料（平成28年度予算に係る契約分）
3 （委員別）指定審議案件一覧
4 建設工事等入札・契約審議会委員名簿

会議内容

(日程1) 開会 13:52

森田会長 そういたしますと、ちょっと定刻より早いようですが、皆さんおそろいのようなので、ただ今から平成29年度の第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会いたします。
どうぞよろしく願いいたします。
事務局長より挨拶をお願いします。

(日程2) 事務局長あいさつ

小坂局長 はい。事務局長の小坂でございます。委員の皆さまには本日もご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、今回新たに宇田様の方に委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきました。誠にありがとうございます。御礼申し上げます。
さて、当組合では、従前から入札及び契約の透明性・公平性を確保し、その適正な執行を図るための取組を行ってはいませんが、状況の変化等に合わせ、さらなるいろいろな改善も図って参らなければならないと考えております。この後、当組合の現状等について、いろいろと説明をさせていただきます。委員の皆様には十分にご審議をいただき、またご意見を頂戴いたしたいと思っております。本日はどうかよろしく願いいたします。

(日程3) 会長職務代理者の指名

森田会長 ありがとうございます。
そういたしますと、日程の3でございます。会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長職務代理者は、あらかじめ会長が指名することになっております。
私といたしましては、宇田委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、宇田委員さんよろしいでしょうか。

宇田委員 わかりました。

森田会長 ありがとうございます。
了解いただきましたので、宇田委員に職務代理者をお願いしたいと思います。
どうぞ、よろしく願いいたします。
日程4、報告事項に入ります。それでは(1)の「制度改正等について」事務局の方から報告をお願いいたします。

(日程4) 報告事項

伏野係長 はい。会長。

森田会長 はい。

伏野係長 事務局総務課入札財政係の伏野と申します。よろしくお願いたします。
それでは、私のほうから、説明をさせていただきます。失礼させてもらって、座って説明をさせていただきます。

それでは、説明を始めます前に、本日の会議資料の確認をさせていただけたらと思います。まず、A4縦1枚もので、本日の会議日程、それから資料1としまして、入札制度改正の状況について、それから(参考)と書いてあります、随意契約数ですとか、随意契約の理由を集計したものが一つ。それから資料2といたしまして、入札及び契約の運用状況資料 抽出案件資料(平成28年度予算に係る契約分)が一つ。それからA4横1枚もので、(委員別)指定審議案件一覧、それと、本審議会の委員名簿となりますが、お手元にございますでしょうか。

それでは、制度改正等についてご説明をさせていただきます。まずは、資料1をご覧くださいませでしょうか。これは、前年度の審議会以降、本年5月までに行いました制度改正について、報告させていただくものでございます。この間の制度改正としては、2点ございまして、まず、1点目は建設工事前払金の使途拡大に伴う工事標準約款の改正でございます。これは、国が予算の早期執行への取り組みの一環として、前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、地方自治法施行規則の一部を改正し、公共工事に係る前払金の使途の範囲が拡大され、現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に充てることとされたもので、適用期間は平成28年度と平成29年度となっております。

次に、2点目の制度改正でございますが、測量等業務最低制限価格設定要領の一部改正でございます。これは、国が低入札価格調査における基準価格を見直したことから、新たな最低制限価格の算出式の設定を行ったもので、平成29年4月に見直しを行ったものでございます。

続きまして、(参考)と書いてあります資料をご覧くださいませと思います。こちらの資料は、過去の審議会におきましてご意見をいただいた事項となりますが、継続して調査を行っておりますことから、例年と同様に、参考として、審議会で報告をさせていただくものでございます。

まず、資料1ページでございますが、平成25年度から平成28年度までの随意契約の状況と入札参加者の辞退理由を年度ごとに表にしております。

随意契約の状況としましては、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号該当が13件、第2号該当が2件の全15件となっております。前年度と比べ10件の減少となっております。第2号該当につきましては、前年度の8件から2件へと減少しており、これは、エコスラグセンターの溶融停止に伴い溶融設備補修工事とそれに伴う臨時案件が2件、リサイクルプラザの基幹改良工事とその瑕疵期間中の補修整備の減が主なものとなっております。

続いて辞退理由につきましては、平成28年度は7者の辞退があり、その内訳としましては、技術者の配置ができないものが3者、予定価格を超過するものが3者、工期内での工事完了が困難なものが1者となっております。2ページには各事業者の辞退理由の一覧を載せております。

次の資料3ページにつきましては、平成28年度の入札において、失格者が発生した案件のアンケート結果を載せております。調査対象となった11案件、18者からの回答を得ておまして、全体の78%に当たる14者が工事に対応可能な額で応札したという回答でございました。

最低制限価格については、全体の89%に当たる16者が、応札に当たって見込んだ最低制限価格よりも高い、又は見込んだ額に近い金額の最低制限価格が設定されていたという回答であり、最低制限価格を下回って失格となった理由としましては、落札を希望して金額を下げすぎて応札したためと回答した者が4者あったものの、半数近くの者は設定された最低制限価格が高額であったためという回答でございました。

最低制限価格の算出方法については、7者が当組合が公表している歩掛表や積算要領により設計した額に基づき算出し、残り半数の9者が会社独自の方法やその他の方法により設計した額に基づき算出しているという状況でありました。

最後の資料の4ページにつきましては、制度改正等について、平成26年度に機器費を含む案件の最低制限価格の算定式の見直しについてご説明させていただきましたが、算定式見直し後の失格者の状況につきまして調査を行ったものでございます。

平成28年度では、機器費を含む案件が5件ございまして、算定式の見直し前であれば、9者が失格となっておりますが、見直しの結果、失格者が1者にとどまっております。また、案件でも、見直し前では失格者が発生した案件が3件となっておりますが、見直しの結果、失格者が発生した案件は1件となりまして、見直しによる一定の効果があったものと考えております。

報告につきましては、以上でございます。

(日程5) 審議事項

森田会長 ありがとうございます。ただ今事務局の方から報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見はないようでございますので、今後も適正な入札制度の運用をお願いいたします。

それでは日程の5でございます。審議事項に入らせていただきます。そうしますと、(1)入札及び契約の運用状況について審議していきたいと思っております。

ご指定いただきました案件につきまして、抽出案件資料の1ページに一覧を付けておりますが、番号順に審議をしていきたいと思っておりますので、まず指定をされました委員の方から、指定されました理由、質疑等についてご発言をいただきたいと思っております。それに対して事務局の方から説明をお願いいたします。

それでは、案件番号4、10、12、28が工事に係る入札分となりますので、最初にこの4件について審議したいと思います。

初めに、案件番号4の米子消防署皆生出張所移転新築建築主体工事につきまして、指定されました前谷委員さん、小林委員さん、宇田委員さんの方から、指定理由、質疑等についてお願いします。

前谷委員さんお願いいたします。

前谷委員 米子消防署の皆生出張所、以前から紆余曲折ありまして、やっと決まったなどいうところでありまして、喜ばしく思っておりますけれども、書いておりますとおり昨年度の工事の中で一番高額であったということで、その工事の概要ということをお教えいただきたいと思っております。

藤山次長 はい。会長。

森田会長 はい。どうぞ。

藤山次長 消防局総務課長の藤山でございます。座ってご説明申し上げます。

本年6月1日をおもちまして、新しい皆生出張所移転新築工事の開所式を行わせていただきまして、本当に皆様にはご協力賜り、誠に改めてお礼を申すものでございます。

工事の概要でございますが、旧皆生出張所におきましては、建物の老朽化、建築から40年が経ちまして老朽化してきたこと、庁舎が手狭となっておりまして、当初9名から現在27名に職員が増えておりまして、高度救助隊という救助隊を配置しておりまして、全管内に出動するというような出張所になっております。そして、3つ目の理由が渋滞によりまして出動障害、いわゆる国道431号線東側に向かいます時、それから西側に向かいます時、交通量が開所当初とは激変となっております。現在、朝夕の通勤時間帯には非常に出入り自体が困難という事態を迎えておりました。そういう中で建て替えか、あるいは移転新築かという検討をずっとしてまいっておったところでございます。平成26年度に用地買収の方をさせていただきまして、27年度に造成工事を行いまして、そして28年度建築工事ということで、明けて29年度の5月あたまで完成検査ということで現在の開所に至っております。そのような理由から、従前の皆生出張所の敷地面積あるいは床面積が約3倍ぐらいの大きさに増えております。そして、今後も女性消防士、女性吏員の採用も現在でやっておりますけれども、増えてきておりまして、女性にも対応した将来に向けて防災拠点として活躍できる皆生出張所の開設となったところでございます。

このような形で建設工事に向かっていってございましたけれども、当初建設費用について、ちょうど東日本大震災の復興及び東京オリンピックに向けた建設資材費等の高騰によりまして、当初4億ぐらい見込んでおりましたが、それが6億ぐらいの見積りに上がってまいりまして、内部検討を行った結果、現在の形ということで、検討をした上でこの皆生出張所の開所に至ったものでございます。

非常に簡単ではございますが、以上で概要の説明とさせていただきます。

森田会長 すいません。失礼しました。一覧表の順番を間違えておりました。

引き続きですけど、工事の概要はよろしいでしょうか。

前谷委員 はい。

森田会長 申し訳ございません。順番を間違えておりました。
宇田委員の方からの指定理由、質疑等お願いいたします。

宇田委員 私の方からは、建設までの経過を十分承知しておりませんでした。今ご説明していただきましたので、了解いたしました。その中で特に渋滞で国道沿いということもあって、また新たに移ったところ、ちょっとまだ私、見に行っていないんですけども、まだ大きい道路が近く、市道ですか。

藤山次長 はい。

宇田委員 今のところ都市計画決定上、家が建ち並ぶという状況にはなっていないんですけども、市議会等の状況を見ますと、議員の中には「せっかく大きい、いい道路を作ったんだから早くそこを都市計画上、家が建つようなところにしてくれ。」というようなご意見をお持ちのようなどころもあります。そういった追いかけっこみたいなことが今後出てくるのかもしれないけれども、そのあたりもいろいろ考えて行く必要があるのかなと、長期的にはどのように思いました。

それと旧皆生出張所、一等地、非常にいいところにあるものですから、今後解体工事して、土地は売られるということになりますでしょうか。そういう予定もあるのかなということで、この案件を選ばさせていただきました。

森田会長 はい。

藤山次長 ありがとうございます。

道路事情につきましては、これからの都市の状況の変化によりまして、交通量の増大も予測されているところでございますが、ちょうどあの場所が日野方面あるいは境、大山方面いずれの地区にも出やすいという状況でございまして、いずれにしても、今後の状況を見ながら必要な措置を取ってまいりたいと考えております。

それから旧皆生出張所の跡地でございますが、今年いっぱい現在のところを更地にいたしまして、そして土地は米子市さんの方に返却をいたします。米子市さんに返却した後にですね、現在米子市さんの方からは入札により売却予定ということでお聞きをしております。以上よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは引き続きですけど、小林委員さんの方からお願いします。

小林委員 公募型なので、内容がいろいろと複雑なんだろうなと想像しまして、お伺いいたしました。おおよそ経緯は全く存じませんでした。よくわかりました。
その中で1つだけちょっと気になったので、お伺いさせていただきたいので

すが、先ほど東京オリンピック等の影響もあって予定価格を考慮されたという
ようなお話があったんですけど、考慮された部分はどのあたりに資料ですと反
映されているのでしょうか。積算基準は決まっていると思うので、どのような
配慮をされたというように理解すればよろしいでしょうか。教えてください。

藤山次長

はい。先ほど申しました東日本大震災、あるいは東京オリンピックが決まる
という中で、国土交通省の方の基準に従って設計を行っております。当初行っ
た時よりも、そういった状況の変化によりまして、国土交通省の方の基準が変
わってきまして、高騰してきたという中です。

一方で、構成市町村の方は、人口減少とか少子高齢化ということで、なかなか
いかいっぺんにですね、1.5倍くらいの高騰はなかなか受け入れられないとい
うところで、議論をしております、建設費の圧縮ということにつきまして協
議いたしました結果、当初、鉄筋コンクリート造ということで、将来にわたっ
てですね、耐用年数の長い防災拠点として、しっかりとした物を作ろうとい
うことのでございましたけれども、若干その鉄筋コンクリートのところを鉄骨造
というところで、一応、耐震性、機能的には十分果たせるという条件の中で、
鉄骨造ということにいたしまして、建設費の圧縮を計ったということござい
まして、本日の資料の中には出てまいりせんけども、そういった検討を行っ
てきたという経過がございます。

小林委員

わかりました。じゃあそうしましたら、積出の段階ではなくて設計の段階で
ご苦労されたということで理解しました。ありがとうございます。

森田会長

ナンバー4の皆生出張所の新築工事について、今事務局の方から説明がござ
いましたけれども、他に質疑はございませんでしょうか。これに関して。

じゃ、宇田委員さん、前谷委員さん、小林委員さんよろしいですね。

小林委員

はい。

森田会長

はい。ありがとうございます。ないようでございますので、次の案件に進
みたいと思います。

次は、ナンバー10でございます。前谷委員さんの方から白浜浄化場の再利
用水ポンプ更新工事についての質疑でございます。

質問をよろしくお願いします。

前谷委員

書いてあるとおりで、1者辞退、1者失格それぞれの理由を教えていただき
たいということでございます。

神庭次長

はい。

森田会長

はい。神庭次長。

神庭次長

事務局次長兼総務課長の神庭です。座ってご説明させていただきます。

辞退の理由につきましては、参考資料の2ページになりますけれども、2ページの上から二つ目の入札番号が広施26の、機器等の納期に時間を要するため工期を守ることができない可能性があるためと聞いているところでございます。これにつきましては、工事期間の設定におきまして設計段階の見積り徴取時に納期の確認をしております、1.5～2ヵ月ということから、過去の発注実績を基に工期を3ヵ月と設定しており、工期が短かったとは考えておりませんが、今後は可能な範囲で余裕のある工期を確保するというようなことも考慮して、発注したいと考えております。

失格につきましては、参考資料の3ページを見ていただきますと、本案件の最低制限価格は算出式に基づき計算した結果、予定価格の88.6%となっておりますが、失格者が85.2%で応札をし最低制限価格を下回って失格となっております。

失格状況につきましては、同じページに入札金額に関するアンケート調査の結果を載せておまして、失格者の入札金額につきましては、入札金額は工事に十分対応が可能な金額であったという回答を得ております。

最低制限価格の算出方法につきましては、歩掛表には基づかず会社独自の方法などにより設計した金額に基づき、最低制限価格を算出したという状況になっております。また、最低制限価格を下回り失格となった理由については、設定された最低制限価格が予想以上に高かったためということになっております。以上でございます。

森田会長

事務局の方から説明がございましたけれども前谷さんよろしいでしょうか。

前谷委員

はい。けっこうです。

森田会長

これに関して、何かご質問とかございませんか。

ございませんので、次の案件に行きたいと思えます。

次にナンバー12でございます。香川委員さんの方から米子消防署皆生出張所移転新築電気設備工事についての質疑でございます。

質疑の方よろしくお願ひします。

香川委員

これを抽出した理由といたしますか、ここにありますように参加者数が、多数の方が応募されていると伺って、尚且つ意外と落札率が高くなっていると思って、ちょっと気に、気になっていうよりは質問させていただきたいということ。内容を、この前資料いただいた内容から見て、積算の中身、見積りの中身で、純工事費というのはだいたいその平均値ほぼ1.08倍という程度の最低と最高の間がほぼ直近、それぞれひっついておるわけですけども、現場管理費それから一般純管理費というのが、非常にその幅が広がって最終的にその価格が、結果的には大きく差がでている。まあ大きくほどではないですけども、出てきた結果だと思ふんですね。で、そのトータルで確かに入札の関係は評価しているか、そういうのをするんであろうと思ふんですけど、純工事費が高い安いの

ところで、工事の中身なり、その辺は特段に審査の中身というのはどうなのかなという気がしたこと、現場管理費が1.5倍の格差があるということは、現場管理の体制がどうなのかっていうのはこの契約なり入札なんかに反映するのか、もう一つは同じく一般管理費の方に、一般管理費がそれだけ2倍程度ありますので、それがそんなにも大きく影響するんだらうかという疑念、というか私の素人考えなんですけどありまして、純工費が同じレベルでできて、一番安くなってるところが管理のところできちっとした純管理それから工事現場管理がされておった結果で高くなったんであれば、ややちょっとそういう技術的なもので、まあ一般の工事の管理についての費用、このことがそのなんかトータル的に抹殺されるっていうか、減殺されるっていうことにちょっと疑念っていうか、ちょっと不安感があるんですね。一生懸命現場の安全それからその工事のきちっとした管理をしようというところの費用が、それなりに一定の幅の中で納まるべき金額ではないのかなと、それが2倍もあるとかいって、この差が一番気になったところです。そのへんちょっとお聞きしておきたいということで抽出させていただきました。

森田会長 事務局の方から解説お願いします。

安野係長 よろしいでしょうか。

森田会長 はいどうぞ。

安野係長 施設工事課の安野と申します。よろしくお願いたします。

直接設計、私が主に担当していますのが機械の方なんですけど、電気設備、公表の際に下水道標準歩掛により設計とか、公共建築工事歩掛により設計とか、そういったものを公表時に発注表に掲載させていただきまして、まず公表を行います。そうしますと当然、下水道歩掛に対しまして現場管理費がいくらということは、率というのはこれは公表されております。公表建築工事におきましても現場管理費、率はいくらっていうのが公表されております。

私どもの設計は当然それによって、標準歩掛によって設計を行います。先ほどもちょっとご説明がありましたけど、会社独自の設計という方式で、取っとられるところもあるということでございますので、その差といいますか、それは私どもには正直言って理解というか解らないところが多々あります。ただ、設計する私どもの立場としましては、あくまでも標準歩掛が公表されています率を採用して作っておりますので、それと会社独自の率との差がこういった結果になったということで、あくでも結果のことしか推測はできませんけど、そういうところで差が生まれたのではないかとということでございます。以上です。

森田会長 説明いただきましたけどいかがですか。

香川委員 それで、先ほどの、なんか3ページの失格者の発生の中で、いわゆる最低基準価格が高かったからという話がありましたように、独自の計算をしてその内

容が今の平均的な基準というんですか、国土交通省が出した基準だとか、それとその基準の出た中身といいますか、中身がただ単なる数字合わせのためなのか、それとも中の状態が良かったのかどうかというのが反映されないっていうのは、いささか疑念ですよ。

例えば、去年のこの説明会の中で単価を少し上げましたと、それで幾分でも価格が安くない、極端に安くないようにという配慮をして基準を上げましたと、それが反映するんですかって言って、私はこの前もお尋ねをしたんですけども、それは決まって今からやりますからっていうことだったんで、それはそれでよかったんですけど、このことが結果としてどう反映するのかなということがずっと気になつとるわけですね。で、今おっしゃるように、各会社が独自の計算ということ、やり方についての、その工事の手法だとか、管理の手法というのを一生懸命考えられて、マニュアル的にも効率よくやって、尚且つ、それに伴う効果があるのであれば、なにもその基準価格が云々ということではないのではないかなと、だからその本体価格のこときっちとできて、尚且つそれが一番だということと、もう一つは後の工事と管理だとかなんとかいうのは、あの国土交通省はいずれも基準を出しておりますけども、その、だから管理の中身というのは、結果は数字ですから解りませんというところだと、それはその契約の入札の中で考えられることではないのかなと、最も安くやるんだったら、この結果によって安くなりすぎたら、最低価格を切ったからダメですよということになってしまうわけで、例えばその今の、12番、14番、次も同じことになるんですけども、一般管理準備費が2倍もあるようなところだったら、それが一番最低の、例えば真ん中の方だったら、このトータル金額が、一番最高と一番最低価格で400万、500万くらいですかね、差があるんですけども、その一般管理費の差がそれだけ300万くらい出てくると、結果とすれば、その純管理とか、そういういわゆる現場管理がきちとできるんだったら、そちらの方がいいんじゃないか。で、トータルで今の入札をするんですからしょうがないですよっていうことになれば、それは入札制度の問題だというように思うので、そこが私の気になるところなんで、今おっしゃる話で、基準価格を作ってそれを調整してそれをクリアしたから、それでOKですというのであれば、なんだか今、先ほどの工事の結果が入札の中に反映できてないんじゃないかなという、そのへんが私の疑念に思ってるところなんで、制度等問題等わかりませんが、ちょっとそこだけを、発言として記憶しておいていただければというように思います。あの回答はけっこうです。

森田会長 もうよろしいでしょうか。

香川委員 はい。

森田会長 そうしますとナンバー12は終わりました。

引き続きましてナンバー28でございます。大山消防署車庫底等改修工事について香川委員さんから質問をお願いします。

香川委員

あの、質問事項はこの中で、最低価格を下回って多くの方が失格。一つは事務手続き的な失格となっていましたけども、結果的に3名だけが残ったところで、入札に至っているわけですけども、ここの内訳の中にその他工事というのが入っておりまして、その他工事が極端にその、格差がありすぎる。応札された入札者の中の格差がありすぎるというふうに思っております。6.7倍の差があるっていうのは、これはどういう工事なのかっていうのが、入札の中でわかるのかいなというのが一つ疑念です。

もう一つは先ほど言いましたように、この現場管理、事務管理が、ここは金額的にその400万、500万の話なんで、反映率が大きいかもしれませんが、現場管理費が一番上と一番下が3.6倍、一般管理が4.8倍という格差がある。こういうふうな管理っていうのは中身は管理の仕方が全然違うのではないかと、それは入札の中に工事を進めて行く中に、どういう形で反映されるのかな。一般工事についても、先ほどの私がその前に言いました12番の場合は、ほぼ1倍。ほぼ平均的なところで進んでいますけども、今回のこのやり方は1.7倍。約2倍の格差がある。これはどうも今の基準で出したら、結果として1.7倍の格差が出てきたんですよというのでは、説明が付かないのではないかと、いうふうに思います。特に先ほど言われたように、工事のやり方によって、独自計算でやったからクリアしとるっていうことに、それは問題はクリアしとるのかどうか、今回の落札者と平均的な価格のところでは一般工事費は作られておりますけども、実際にはその他の方は、これよりは低いところはあまりないので、それはいいのかもしれませんが。他のところを、低いところでもけっこうそれ以外の管理費のためにオーバーしていた。ましてやどっかで下げるために、一般管理事務費が、一般とかいわゆる現場管理費が抑えられたことによって、最低基準価格を下回った。これはいささか非常に気になるです。ちょっとそれを私、素人的には工事の中身は概ね1.7倍といっても最高と最低がありますので、平均的なところで基準の9割ぐらいの工事費でだいたいお納まっておりますので、それから見ると工事が、工事費が安いのか工事が高いのかその中身が、いうところが基準費だけではなく、独自の工事をした結果で安くなったのであれば、その出来上がった工事の結果というんですか、それがそのどようだったのかというふうに思っております。

で、そこでなんか、処理要領の中に工事評価書が出るような文章がありますよね。審議会事務処理要領の中で工事成績評価結果に関する云々という。これは工事評価決定が、これは結果論なんだけど、なんとも言えないんですけども、評定結果なんで、工事成績の評定ってなると出来上がったもので考えるのかもしれませんが、入札の中身の点検というのは、出来上がったものの反映、どの程度まで反映するのかっていうのが私素人でわからないですけど、そのへんから見て工事費が抑えられて、管理がきちっと工事管理やら安全管理だとか、そのへんがしっかりやるために高くなったのであれば、それはそちらが選ばれるべきものではないかというふうに思って、今回の質問に、まあ一種の考え方のかもしれませんが質問をさせていただきました。以上です。

森田会長

ただ今の質問について、事務局の方からから説明をお願いします。

森田会長 はい。どうぞ。

神庭次長 会社によって、いろいろ経費の値段が違っているようですけども、実際どの会社にいたしましても、受注されて工事をされていくようになりますと、工事の中身等につきましては設計書でありますとか、仕様書において、きちっと定められたものを造っていただくということになってきます。

付けられた値段でその中身をきちっとやっていただくということで、後の工事の結果を評定していくということになりますけれども、それができていなければ工事として完成しないということになりますので、その値段で、どういった値段を付けられたにせよ、安くても高くても契約できる範囲の値段でありまして、その中身がきちっと定められたものができていけば完成ということになってきますので、どういう計算がよくて、どういう計算が悪いかっていうところまではちょっと民間企業がやられてきますので、まあ最初に出します設計としては、いろいろ定められたやり方で設計を組んでいきますけれども、予定価格等を積算していきますけども、中身的にはそれは抑えてもらって工事はしていただくということになりますので、何が悪いっていう、計算がというところはないと思いますけれども、それを全部していただくことを前提として、価格で競争していただいているという制度でございますので、こういったかっこうにならざるを得ないのかなというように思います。

香川委員 よろしいですか。

森田会長 はい。

香川委員 工事の、私は基本的にはそんなにその工事のやり方っていうのが各会社でやり方を変えることっていいですか、効率化だとかいろんな方法で出来上がりの維持をしながら、いわゆる求められた構造物についての評価、一定の評価が得られるような、そのためのものを造る、そのための効率化だとか圧縮化をしていくんだらうと、それはするだらうと思います。そのところが、私は基本的にはあんまり格差はないんだっていうふうに思ってるわけですね。で、今回の例えばこの分の28番については、その他工事というのが極端にばらついとるんですよ。これ、その他工事っていったい何なのかなっていうのが、わからないっていいますか、私とすればもう12万円から60万円って、80万か、12万円から80万円って格差だと、なんぼなんでも、なんぼ安にしても12万円でするものが80万もかかるわけねえがなと、そんなもの出すこと自体がもうすでに考えられないので、工事のその他工事が何を求めたのかなというのが、まあ数字の上で合計されとるんからそんなことになるんかもしれません。ちょっとそこが一番気になったのと、技術的なものが進化をしていきながら、単価安くして、技術的に進化をしながら工事の完成度を上げていくという社会の流れっていうか、いわゆる業界の流れっていうか、そういうふうな技術を持つとられる方たちが、今みたいにやった結果で、最低価格をくだる、切ったから、切っても何万円の話ですよ、これで除外をされるっていうのがいささか気

になっております。一生懸命工事をいろんなやり方してうまくいこう、そのために効率良くやって、結果のできたものには自信をもって物を造っていく、一種のコンペティションみたいな形で応募されれば、またシステムであれば違うのかもしれませんが、ここはなんかこの制度に技術的なものが、成果が表れてこないようになってしまっているのではないかと、入札制度自体が。そこがちょっと気になったといいますか、疑念を持ってるところなんです。まあ内容的にはこれをやって、出来上がった。入札の段階でこれではできないでしょっという話ではなくて、入札した後にやった人がこれじゃダメですよってということで、請けた人が責任をこえて行くんなら、それはまあやむを得ない。それはあたり前の話だと思うんですけど、その入札段階にそういうような技術的なものが反映できるシステムでないと、なんかちょっとせっかくの入札制度がただ単にお金の話になってしまうというふうに思って、今回二つ選ばせてもらったんです。そのへんをちょっと頭の中に、どういいますか角に置いていただきたい。

森田会長 質問事項2件。ただ今の質問について改めて。

神庭次長 工事の中身ということですか。

森田会長 ええ。その他工事の入札制度。

神庭次長 解体の部分がその他工事です。

香川委員 解体工事と言っても、残処分費っていうのはほとんど3万から7万円の範囲で納まってるじゃないですか。そうすると解体自体の残滓が出てくる量っていうのはあんまりなかったわけですよ。

本池係長 庇の撤去の解体、庇体を解体して取り外す工事がその他工事に入っておりますので、廃棄物処理の方はそれを別にして。

香川委員 別途になってますけど。

本池係長 はい。

香川委員 けど、それが金額的に3万から5万くらいの金額だったら、そんだけの大きな物が出てきてない訳でしょ。廃材自体が。残滓が。ということはそれほど大きな解体工事ではなかったのではないかな。それが80万もするっていうのがね。その見積もった人が、それと一方は10万円ですよ。12万円ですよ。この差がね、何なんだろう。結局なんかその人は初めから落ちるつもりで書かれたのか、名前だけ残しとこうということを出されたのかということになるのかもしれませんが。そこがちょっと気になるんですけど。ただ、その方は結果的には最低価格を割った状態になってますからね。

森田会長 説明をお願いします。

藤井主任 施設工事課の藤井と申します。

解体工事は、自分の会社でされるところと、下請けに出されて外注される業者さんといろいろありますが、それによってだいぶ金額にばらつきというのが出ますので、そのへんが他工事の額に差が出る点ではないかと推測しているところです。

森田会長 その他工事についての説明はよろしいでしょうか。

香川委員 システム的になって言うか受注の仕方って言うか、そういう工事を請ける人が、やり方っていうのは十分よくわかるですよ。自分でやったら安いから、だけど自分でやっても7倍もなるような金額はならないですよ。外注出したところで12万のところは80万するそういう数字は出ないと思うんですよ。それと先ほど言われたように、平均的な、まあ工事単価は公開されてるわけですよ。国土交通省やなんかみんな公表されてるが、だいたいこれくらいのもんだったら、わかってる中で独自の分だったら、独自工事をしてプラスアルファをするって幾分か出てくるのは、工事の技術的な問題でるんだろうと思うんですけど、その結果として考えると、今のおっしゃるように請け方の違いということをこういうところで、業者が表面に出すとは思えない。私も感覚ですから、その他工事っていうのが、ここで表に挙げたものはぐっちゃで挙げますので、合計で挙げますので、どれとどれっていうのは区別できないかもしれませんが、そこはなんか元々の入札の条件というのがどうだったのかっていうことが一番気になったというところで、その結果として、と言いながら最終的には、今の最低価格を切ってしまってる。えっと何万切ってるか、1万円切ってるだけです。で、最低価格で落とされてる。そういうふうな状態だったら、もう少し、今の最低価格のたて方自体が問題ではないかな。

今、その今回の4者が最低価格を切ったということになってると思うんですけども、ほとんど1万円台。何万円の話ですよ。2、3万の話でしょ。それが審査からはずれてくるっていう、失格になるっていうのは、ちょっと最低価格のたて方がっていうことと、そのことが、先ほど去年お答えいただいた単価を上げましたということに結果としてそのことが最低価格、今の価格を引き上げてしまった。だったら効果がなかったということになっちゃう。それはどうなんですかね。そこは関係ないですか。

森田会長 最低価格について説明をお願いします。

神庭次長 最低制限価格の計算でございますけども、だいたい概ね予定価格の90%程度になるような計算式になっているようでございますけども、これにつきましては、鳥取県ですとか米子市ですとか、いろいろ入札の中身に受注額、そして過当競争等について検証されてきて、その結果、原価割れするような工事でも受注してしまうような過当競争が行われてくるような最低制限価格を設定し

ているような状況ではいけないというところで、引き上げられてきているところだと思っております。

業者といたしましては、どうしても受注したいということであれば、原価割れてもということもあるのかもしれませんが、工事の品質を確保するですとか、下請け等にきちっと支払いができるというような工事価格を確保していくというところで、今の採用しております最低制限価格の計算式を入れておるところでございます、委員がおっしゃいますように、その最低制限価格を下回って失格になるような状況が多数発生するということであるようです、今までのアンケート調査等ですとか、それに加えて、また別途に検討等してみたいとは思っておりますけれども、といえず今のやり方で引き続きさせていただきたいというように思っております。

香川委員 制度ですから、十分承知をしておるんですけども、私、今言ますように最低基準、最低価格が上がってきて、そうすると最低基準価格どうしても上がってくる、まあ9割という。今の公表的なものになっている。

今回のこの何百万で、500万くらいの話になると最低価格は表示はされるんですかね。

神庭次長 計算式を公表しております。

香川委員 計算式を、そうすると自分で計算したらだいたい出るわけですよ。

神庭次長 出ます。

香川委員 ねえ。それが出てきて、その9割ぐらいつて話であると、ほとんど答えは出とる。この工事については異常に多いっていうか半分が低価格で失格しとるわけですから、これはやっぱりおかしいんじゃないかというふうな気が。

隠樹次長 あの、いいでしょうか。

森田会長 はい。

隠樹次長 はっきり申し上げますと、先ほどもう正解は言われたんですけども、ずっと言いたくて仕方がなかったんですけど、一応発注表の方に予定価格っていうのが出ます。で、実際最低制限価格を出す数式をみんな公表していますので、誰がやっても数字が合うわけですよ。で、業者さんというのはそれに合わせて経費を割り振りしたり、実際の工事の金額を合計値で出してるわけです。ほとんどの業者さんが。だから細かく自分のところで積み上げて積算してっていう業者さんはごく稀でして、ただ数字合わせをしているっていうのが、はっきり申し上げると現状です。それは米子市でもどこでも一緒なことです。で、まかり間違って、ちょっと打ち込みを間違えると1万円とか5千円とか、そういうところのレベルで数値の違いが出てきてしまって、失格になっちゃう業者さん

というのは山のようにおられます。だいたいそういう方が失格になる業者さんです。私も米子市から来てますけども、実際そういうことで数字的な差が出てきてしまいます。言われるように、正式に解体作業においても外注に出す業者、自分でやる業者、確かに数字は変わってきますけども、これほど大きな差は出ません。何に合わせるかって言ったら、先ほど言いましたように最低制限価格から割り出した直工の金額に合わせないけんので、この程度でしょっていうことでやってるから、こういう数値の違いが業者によって出てくる。これは、心の中でわかっている状況ですね。

香川委員

あの、おっしゃることは十分承知のうえで、ただ私は気になっとなるのは、この入札制度の中で建築業者の方の技術能力の上がっていかないようなシステムっていうのはおかしいのではないかっていうのが一番あるんです。例えば、大手のいわゆるいろんなところでやる建築、研究所を持つてるところは、一つの工事に対してどれだけ安くできる、同じ効果を持ちながらやるっていうことはあるはずなんで、そういうふうなところがコンペティションやればそういうことになるんだろうと思いますけど、それがこの入札、これぐらいの金額だけ出ないと言ってやってられるかっていう話があるんでしょってけど、それが技術として反映できるような入札制度じゃないと、本当にただ単に数字合わせの話になってしまって、極端に言ったらみんな同じ数字をだしてきて出来るあれですか。それだったら、もろ談合ですよ。現実問題として。まあ言葉が悪いですね。それと同じ環境を生むと、それよりも工事の中身がレベルを維持しながら、尚且つ、単価が安くてそれよりは安全基準の方に純管理の方に費用がかかる、それで維持できるんだったらそちらを選べるようなシステムを作っていただく方がいいのではないかというのが私の願いといいますか、頭の今思ってることなんで、そこだけ頭の隅っこに置いていただきたいということ、繰り返しましけど。以上で終わります。

隠樹次長

あの一つ。

森田会長

はい。

隠樹次長

私もそれ思ってますけども、それをしようと思うと役所がやる設計というのは、あくまで標準設計で金額を出します。おっしゃられますように、工事の中身、やり方とか含めて安全性をどれくらい重視しているのかっていうことを評価しようと思うと、今の入札システムでもダメですし、今の工事の体系でも無理だと思います。やるからには一番最初にプロポーザル方式で何でもやってしまうのが一番正しいやり方であろうというように思いますけども、なかなか今の入札制度ではそこまで追いついてませんので、今後検討する必要はあるかと思えますけども、日本全国国交省がある程度方針を転換しないと無理じゃないかと思えます。

森田会長

香川委員さんの方には、最低制限価格の件と入札制度についての質問でした

がよろしいでしょうか。

香川委員 はい。けっこうです。

森田会長 はい。以上で入札に関しての質疑は終わります。何か。はい。

宇田委員 まあちょっといろいろ話を伺いまして、私の理解が違っていたら申し訳ないんですけども、基本的に入札っていうのはやっぱり総額で判断するというところで、やはり予定価格があって、あとこの29ページのところに、その予定価格の下に最低制限価格の積算式も公表されております。それで以前は、説明もありましたけれども低入札価格調査制度というのがありまして、予定価格を下回りましたとしても、本当にそれで出来ないのか出来るのかということで、調査基準価格ということでやりまして、それを設定してそれを下回った会社があれば調査しておいた時代っていうのがあったわけです。ところが、それがあまりにもたたき合いが激しいので、再び最低制限価格ということに戻しまして、現在の形になっていると理解しておりますけれども、現在、積算内訳書が取ってございますけれども、積算内訳書を見てそれを比較優劣して落札者を決めるという制度ではなくて、あくまでも総額で決めるんだということが一つございます。

それから、土木工事の場合はほとんどが公共事業の発注でございますが、建築関係になりますと民間需要がございますので、当然同じ資材等を他でもやっぱり使っていくというようなことで単価を安く見積もられてくるところもございますし、また、簡単に申し上げると、積算の合計がザッと出まして通常であれば、民間に対するものであれば値引きって書いて見積書を作るようなところもあるわけですし、そこが一般管理費の差になってきているというのが現状であるというように考えておりました、ただ、先生おっしゃいますように、この中身を見ていると非常にばらつきがあってということでございますけれども、これだけ失格者が多いということは逆に申し上げれば、予定価格、設計の方にもしかしたら問題があったのではないかという疑念をなくはないというように思いますので、そちらの方だけしっかり見といていただければというように思います。

あと、そういった提案型のやり方、隠樹さんの方からもございましたけども、物によってはですね大きい施工方法によってまた、安全性も含めていろんな提案があると思いますので、そういったことも大きい工事になりましたら取り入れていただければというように思います。

ちょっと余分でしたけど、以上でございます。

森田会長 今、質問ではございませんね。

宇田委員 質問ではございません。

森田会長 はい。宇田委員さんからご意見、ご指摘がございましたので、またよろしくお願いたします。

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら引き続きまして、随意契約分及び業務分の審議に入りたいと思います。

傍聴者の方いらっしゃいますか。

伏野係長 傍聴者は先ほど出られました。

森田会長 はい。

では、案件番号35でございます。前谷委員さんの方から、桜の苑の炉設備の補修工事についてのご質問でございますので、お願いします。

前谷委員 単発的に随契で壊れたところを修復するのはわかりますけど、桜の苑だいぶ風化しているとはだいぶ前から言われてて、その全体というか全体的な補修工事みたいなことは進んでいるのかどうなのか、計画的に行っているのかそのことが知りたくて質問しました。

板井課長 はい。

森田会長 はい。

板井課長 施設工事課課長の板井と申します。よろしくお願いたします。

前谷委員さんからのご質問でございますが、ご指摘のとおり桜の苑は平成3年に開始した火葬場でございます、もう26、7年というようなところでございます。それで平成27年度にですね、委託料で火葬炉と関連設備の状況調査というのをさせていただいております、その委託調査結果を基にですね、改修計画を立てさせていただいております。その改修計画が今年度ですね、平成29年度と来年度、平成30年度の二カ年に渡りまして火葬炉とその関連設備を改修させていただくということで、今年度につきましては、すでに実績が出ておりますけども、約1億2千5百万円。来年度も似たような1億2千万程度の改修計画でございます、させていただくこととしております。

設備の改修の中身でございますが、主に火葬炉ですね、これ枠はそのまま使えますが、耐火材がほとんどでございます、その耐火材をそっくり入れ替えさせていただく、専門用語で巻き替えと言うようでございますが、そういうような工事。あるいは燃焼装置、あるいは廃棄関係の装置の入れ替え、それから計装設備といたしまして、今、中央監視室がアナログのようなメーターがいっぱい付いたような形になっておるんですが、それをデジタル方式に、制御関係のいろんなことがすべてわかるような形に、というような形のもので、設備改修を二カ年に渡りましてさせていただくところでございます。簡単ではございますが、以上です。

森田会長 はい。全体計画で二カ年。

板井課長 そうでございます。

森田会長 よろしいでしょうか。

前谷委員 はい。

森田会長 この案件について他に。

宇田委員 ちょっと違うかもしれませんが、随意契約に関連いたしまして、先ほども最初のところで、随意契約の第2号、第5号について説明ございましたけれども、ただ何が緊急であるとか、そのあたりですね、いろいろ地方自治法の方、施行令の方、言葉で書いてございますので非常に人によって解釈が違います。場合によっては担当者が違って変わったとか、管理者さんが変わって違ったとかいうことも考えられます。それで、各市でする最近随意契約のガイドラインといったようなものをこしらえておられまして、どういったものが第何号に該当すると、記されておられたりします。米子市の方でもなんか最近作られてるような話も聞きますけれども、やはりそういったようなものもある程度、ただ市によって比べてみると確かに取扱いが違うんですね。緊急のまた考え方も違うし、そのあたりはまた米子だけじゃなくて町村もございますので、またそれとも調整を図りながらガイドラインか何か決めていかれたらいいじゃないかというように思います。またご検討いただけたらと思います。

森田会長 これについて、何か事務局の方からありますか。
はいどうぞ。

神庭次長 宇田委員のおっしゃいましたガイドライン、随契のガイドラインですけれども、広域独自ということではありませんでして、米子市が作られとるので、それを参考にガイドラインとして運用しとるところでございます。

森田会長 米子市を参考にということですね。

宇田委員 まあそれがいいかどうかちょっとわからないですけども。

森田会長 その他ございませんでしょうか。
ないようですので、これで全案件の審議が終了します。
そういたしますと、続きまして（2）のその他にはありますが、事務局の方で何かございますでしょうか。

神庭次長 ございません。

森田会長 委員さんの方で何かご意見ございませんでしょうか。

(日程7) 閉会

森田会長 はい。ないようでございます。これをもちまして、今年度の第1回の建設工
等入札契約審議会は終了させていただきたいと思えます。
 どうもご苦労さまでした。

一同 ありがとうございました。

閉会 15 : 04